

第 47 号議案

滋賀県教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

滋賀県教育委員会会議傍聴規則（平成 4 年滋賀県教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 5 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会会議傍聴規則（平成 4 年滋賀県教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 項を削り、第 2 項を第 1 項とし、第 3 項を第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

1 改正理由

- ・書面規制、押印、対面規制の見直しを通し、県民等の負担軽減および行政事務の簡素化、合理化に向けて必要な改正を行うもの。

2 改正内容

- ・傍聴券の交付を受けようとする者に対し、住所、氏名その他教育長が必要と認める事項を記載した申請書提出の求めを廃止する。(第2条関係)

3 施行日

- ・公布の日から施行する。

滋賀県における書面規制、押印、対面規制の見直し状況について

1 検討対象

法令・条例・規則・要綱等の規定に基づき、県と個人・企業等とが行う手続一般で、書面、押印または対面によることを求めている者を対象とする。(ただし法令等に基づく手続で、県の裁量により手続の方法や様式等を改変できないものは対象外とする。)

2 書面規制、押印、対面規制の見直しの方向性

■ 手続等のオンライン化の実現

手続等のオンライン化(電子申請システムでの電子申請やメールでの受付)の実現に向け、利用者のニーズ、利用状況および現場の業務を踏まえたうえで、事務フローを抜本的に見直す。

■ 押印の廃止・添付書類の簡素化

特に、オンライン化の障害となる、押印や原本での提出を求めている添付書類を徹底的に見直す。

■ 手続等自体の要否の検討

個人・企業等に申請行為等を求めることが必要かどうか、庁内で連携する等の代替手段がないかについても、あわせて検討する。

3 見直しの状況

滋賀県全体で約2,000件の手続について検討し、6割に当たる約1,200件を見直す予定。

滋賀県教育委員会会議傍聴規則 新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 <u>傍聴券の交付を受けようとする者は、住所、氏名その他教育長が必要と認める事項を記載した申請書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。</p> <p><u>3</u> 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。</p> <p><u>4</u> <u>前3項</u>の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(傍聴の手続等)</p> <p>(削除)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選により、傍聴券の交付を受ける者を定める。</p> <p><u>2</u> 傍聴券の交付を受けた者は、係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。</p> <p>第3条以下 省略</p>